

「出願変更」の手順と留意点

1. 出願変更のルール

- (1) 「入学願書」提出後において、出願先高等学校又は志望の系・科を変更しようとする者は、1回に限り、出願を変更することができます。
- (2) 第2志望あるいは第3志望だけの変更もできます。

■第2志望「なし」で出願したが、第2志望に「情報技術科」を追加して再出願した例

変更前：宇都宮商業①商業科②／ → 変更後：宇都宮商業①商業科②情報技術科

- (3) 同一校の他の学科、同一学科の他の系・科へ出願する場合であっても、同一校の同一学科（系・科）へ再び出願する場合であっても認められています。

■出願を取り下げたが、同じ高校・同じ科で再出願した例（※結局、出願変更していない例）

変更前：宇都宮北①普通科 → 変更後：宇都宮北①普通科

変更前：宇都宮白楊①服飾デザイン科②／③／ → 変更後：宇都宮白楊①服飾デザイン科②／③／

- (4) 出願変更にあたっては、入学考査料（収入証紙2,200円）の再納付の必要はありません。

2. 出願変更の期間

- ・ 令和3年2月25日（木）9：00～15：30（※本校ではこの日時に手続きを行います）
- ・ 令和3年2月26日（水）9：00～12：00（正午）まで

3. 出願変更の手順（※裏面）

4. 出願変更を行う上での留意点

- (1) 出願変更を希望される場合、ご家庭で志願者本人（生徒）と保護者の間で十分に話し合い、考えに相違がないようにしてください。
- (2) 出願変更の希望がある場合は、出来る限り 2月24日（水）放課後までに担任へ事前連絡をお願いします。
- (3) 出願変更は保護者の方に手続きを行っていただくことになります。ご理解とご準備（手続き時間の確保、自家用車などの移動手段の準備）、ご協力をよろしくお願いいたします。
- (4) 入学願書で使用した印鑑、黒ボールペン必要になります。願書に押印された印鑑かどうかよく確認の上、間違いのないようお願いします。
- (5) 同じ学校に複数名の「出願取り下げ」や「再出願」があった場合、複数名の保護者の方で一緒に手続き（対応）をしていただくことになりますので、ご承知おきください。
- (6) 出願変更の手続きをされる場合は、出願変更期間の第1日【2月25日（木）】午前8時30分に宮の原中学校会議室（南校舎2階）までお越しください。

出願変更の手順

保護者の手続き		中学校の手続き	
宮の原中学校 (会議室)	①印鑑の確認 ※願書で使用した印鑑かどうか照合 ②出願変更願（様式9の1）の作成 ※高校名、系・科名の記入 ※願書と同じ保護者名を記入 ※入学願書で使用した印鑑を押印	① 印鑑の確認 ※願書で使用した印鑑かどうか照合 ②出願変更願（様式9の1）の作成 ※中学校長の職印を押印 ※出願変更願の複写（2枚コピー） ※複写1枚は保護者へ手渡し ③送付状（自校様式）の作成 ※2枚作成、契印の押印 ④入学願書等預り証の準備 ⑤封筒の準備 ※関係書類（3つ）を封筒に入れ厳封	
	↓保護者	「送付状（自校様式）」、「出願変更願」、「入学願書等預り証」を出願校に提出	
出願先高校	③入学願書、調査書の取り下げ		
↓保護者	「入学願書」、「調査書」、「訂正された入学願書等預り証」を中学校に提出		
宮の原中学校 (会議室)	④入学願書の訂正 ※高校名、系・科の訂正 ※入学願書で使用した印鑑を訂正箇所に押印	⑥願書の複写（2枚コピー） ※複写1枚は保護者へ手渡し ⑦新たな調査書の作成厳封 ※高校名、系・科の訂正 ※期日の訂正（令和3年2月25日） ※中学校長の職印を押印 ※調査書の複写 ⑧送付状（様式6）の作成 ※中学校長の職印を押印 ※調査書の複写 ※備考欄に特の記載は要しないが、記入しても問題はない。 ⑨入学願書等預り証の準備	
	↓保護者 ↓	「送付状（様式6）」、「入学願書」、「調査書」、「入学願書等預り証（※ある場合）」を再出願校に提出	
再出願先高校	⑤送付状（様式6）、入学願書、調査書、入学願書等預り証（ある場合）の提出 ⑥入学願書等預り証の受け取り		
↓保護者	「入学願書等預り証」を中学校に提出		
宮の原中学校 (職員室)	⑦入学願書等預り証の提出 ⑧すべての手続き完了の報告	⑩入学願書等預り証の受け取り	